

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇告 示 保安林の指定の解除(七件)  
解除予定の保安林  
土地改良事業計画の適否の決定(七件)  
都市計画事業の事業計画の変更の認可  
宅地建物取引業法による職聞
- ◇選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
- ◇雑 報 任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額

## 告 示

鳥取県告示第二百一十一号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開八 九九の一、一〇〇の一、字新開九 一二一の一、一二八の六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字後口谷二七四九の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字西ノ前八六五の一、八六六の一、八六九の一、八七〇の一

（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋一一五七の一・二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字後口谷二七四九の二、二七五二の二、二七五三の二、二七五五の二、二七五六の二、二七五七の二、二七五八の二、二七五九の二、二七六〇の二、二七六一の二、二七六三の二（以

上十一筆について、次の図に示す部分に限る。）

(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

(二) 解除の理由

農道用地とするため

(三) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字大西後口谷二八七〇から二八七四まで、二八七七の二、二八七七の三、二八七八（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

(四) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(五) 解除の理由

一の(三)に同じ。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字宮場字西山五三九、五四〇（以上二筆について、次

の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開八 一〇〇の六、一一二の一、一一二の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字河本字堂ノ平八二一、八二二の一、八二二の三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十九号

昭和五十二年十二月十四日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(来

日地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十号

昭和五十三年二月十日付けで米子市から申請のあつた土地改良(彦名地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十一号

昭和五十三年二月六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（大谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県務務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

昭和五十三年二月六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（洗井地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

昭和五十三年二月六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（日比野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十四号

昭和五十三年二月六日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（美成地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

昭和五十三年二月六日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（屋住地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場  
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三十三 外港外江線

三 事業施行期間

昭和四十八年十二月四日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

境港市蓮池町地内において事業地を変更し、同市米川町、上道町字横枕及び字横土手並びに外江町字下横枕、字上横枕、字兵田地及び字芝荒神東を加える。

使用の部分

なし

鳥取県告示第二百二十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 聴聞の期日

昭和五十三年三月二十四日 午前十時から

二 聴聞の場所

鳥取市東町二丁目二〇番地 鳥取県庁本庁舎第一会議室

三 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市古市二七三番地 河村正男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和五十三年二月二十一日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとお

りであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、五五四
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、七五三
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二九、三七五
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二六、七九九
- 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三三、〇七四
- 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、六〇四
- 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七六四
- 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四九五
- 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、八五七
- 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、九六七
- 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、七〇五
- 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一、〇〇三

雑報

任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額の公告について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第47条の8第2項第2号に規定する額は、178,000円である。

昭和53年3月10日

地方職員共済組合理事長 斎藤正夫



## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、  
団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

